

## ベストカード会員規約(カードキャッシング条項)のご案内

日頃は弊社カードをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、カードキャッシング手数料率を2007年12月19日以降の新規ご利用分から、以下のとおりとさせていただきますので、ご案内申し上げます。また、当該手数料率ならびにサービス提供方法の実施に伴い、現在お持ちのカード会員規約の該当記載内容もつぎのとおりといたしますので、併せてご案内申し上げます。

### 1. 手数料率内容

キャッシング1回払・リボルビング払手数料率

〈新料率〉 実質年率 18.00%

### 2. 上記の手数料率適用開始日

#### (1) 新規ご利用分(1回払・リボルビング払)

2007年12月19日以降の新規ご利用分より、上記の手数料率が適用されます。

#### (2) ご利用残高(1回払・リボルビング払)

2007年12月18日以前のご利用残高につきましては、手数料率の変更はございません。

(現行の手数料率が適用されます)

### 3. キャッシングサービスご提供方法

2007年12月19日以降の新規ご利用分より、株式会社ベストクレジットサービスとの保証委託によるサービスのご提供から、弊社によるサービスのご提供とさせていただきます。

※ 会員様のご利用、お支払い手順等の変更はございません。

以上

## 12月19日以降の会員規約の抜粋

### 第三章 一般条項

#### 第1条(本人会員及び家族会員)

(1)本人会員とは、本契約を承認のうえ、株式会社ベスト電器(以下「甲」といいます。)並びに株式会社ベストクレジットサービス(以下「乙」といいます。)に入会の申込をされ全日信販株式会社(以下「丙」といいます。)が入会を認めた方をいいます。

### 第五章 カードキャッシング条項

#### 第1条(カードキャッシングの利用方法)

(1)会員は、下記のいずれかの方法により、乙及び丙からカードキャッシングを受けることができます。

①会員が乙及び丙所定の現金自動貸付機(CD)にて暗証番号により所定の手順をなす方法。

②会員が暗証番号等を丙へ電話で連絡し、丙が承認する方法。

③会員が乙及び丙所定の申込書に所定の項目を記入し、郵便で申込み、丙が承認する方法。

④当該提携カード会社と提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続きをなす方法。

⑤その他丙所定の方法による場合。

#### 第2条(保証委託)

(1)会員は乙よりキャッシングサービスを受ける場合、丙に保証を委託し、丙が乙に当該債務を代位弁済することに同意します。

(2)丙の乙に対する代位弁済の有無にかかわらず、会員から丙に対する求償金債務を丙あてお支払いいただきます。

(3)会員において(1)(2)によるカードキャッシングの支払金の支払いを一回でも怠ったときは、何ら通知催告することなく丙が保証債務を履行することに異議ありません。また、この場合、丙の保証債務の履行の前であっても、直ちに丙に対し求償債務全額及び第五章第5条に定める遅延損害金を支払うことに異議ありません。[2007年12月18日以前のご利用に適用]

#### 第3条(カードキャッシングの支払金の支払方法)

(2)1回払の場合、融資金に利息を加算して一括してお支払いいただきます。利息は実質年率 18.0%とし、ご利用日の翌日から返済日までの期間の日割計算(1年を365日とします。)とします。

(3)②「ベスト JCB カード」会員が、リボルビング払を指定した場合、借入金の元本残高に応じて下表に従い支払うものとし、当該支払額には27日支払後繰越残高に対する実質年率 18.0%の手数料を含むものとします。なお、ご利用後、第1回返済分の利息の計算は、ご利用の翌日から初回返済日までの期間の日割計算(1年を365日とします。)とします。

残 高	お支払金額
10,000 円以下	全 額
10,001 円～200,000 円	10,000 円
200,001 円～	15,000 円

「ベスト JCB カード」でカードキャッシングのリボルビング利用残高がカードキャッシングの毎月の支払元金の20倍を超え丙が必要と認められた場合には、第三章第19条の規定にかかわらず、予め会員に通知することにより当該毎月の支払元金を当該利用残高の20分の1を超えない範囲内(1,000円単位)に変更できるものとします。また、「ベストVISAカード」会員がリボルビング払を指定した場合、毎月の支払元金は、申込時指定した金額(但し、支払元金が申込時に指定した金額以下となる場合は残金全額)とし、利息をこれに加算してお支払いいただきます。また、利息は毎月末日のリボルビング利用残高に対して乙より借入の場合には実質年率 18.0%を乗じた額とします。なお、ご利用後第1回返済分の利息は利用の翌日から初回返済日までの日割計算(1年を365日)とします。

③会員が日本国外で借入れてリボルビング払に変更した場合は、実質年率 18.0%の手数料が適用されるものとします。

#### 第5条(遅延損害金)

会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは期限の利益喪失日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの未払債務(元本分)に対し、年 14.6%(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

※ お持ちのカードの種類によって、規約の章、条、項数が異なる場合がございます。